

改正

平成一二年三月二四日条例第二号
平成一四年三月二〇日条例第一五号
平成一五年七月一〇日条例第三九号
平成一九年三月二〇日条例第一四号
平成二一年三月三〇日条例第二〇号
平成二六年三月二〇日条例第一三号
平成二六年一二月二二日条例第七五号

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例をここに公布する。

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 地域の清潔保持（第三条—第五条）

第三章 廃棄物の減量及び資源の有効利用（第六条—第十一条）

第三章の二 特定保管物の適正な保管（第十一条の二—第十一条の五）

第四章 廃棄物の不適正処理対策（第十二条—第十五条）

第五章 廃棄物の適正処理

第一節 産業廃棄物排出事業者等の義務（第十六条—第二十条）

第二節 小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出（第二十一条—第二十四条）

第三節 建設工事等に係る産業廃棄物の適正処理（第二十五条—第二十七条）

第四節 小規模廃棄物焼却施設の設置の届出（第二十八条・第二十八条の二）

第六章 雑則（第二十九条—第三十三条）

附則

産業が高度化し、生活が豊かになるにつれ、増え続けてきた廃棄物に係る問題の解決は、今日、国、地方を通じた緊急の課題となっている。

岐阜県は、飛山濃水と称される北アルプスをはじめとする山々と木曾川、長良川及び揖斐川の三大河川を擁するなど、素晴らしい自然環境に恵まれており、その自然環境に支えられて、県民は美

しく豊かで快適な生活環境を享受してきた。

しかしながら、日々大量に排出される廃棄物は、こうした本県の誇るべき生活環境、さらにはそれを支える自然環境を保全する上で大きな障害となっている。

とりわけ、後を絶たない廃棄物の不法投棄等の不適正処理事案は、廃棄物処理に対する県民の不信感を招く結果となり、そして、そのことが、必要な廃棄物処理施設の確保を困難にし、そのために廃棄物の不法投棄等の不適正処理を誘発するという悪循環に陥っている。

本県の美しく豊かで快適な生活環境を守るためには、県民、事業者及び行政が一体となって、廃棄物の発生の抑制や再利用の促進により廃棄物の減量化を進めるとともに、不法投棄等の不適正処理の撲滅と廃棄物処理施設の適正な確保に全力で取り組む必要がある。

このため、「安全第一」、「公共関与」、「リサイクルの徹底」、「複合行政」及び「自己完結」の五原則を基本として、廃棄物の適正処理等に関し必要な事項を定め、すべての県民の参加と協働により、美しく豊かで快適な生活環境を保全し、美しいひだみのづくりを促進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、岐阜県環境基本条例（平成七年岐阜県条例第九号）第十五条（規制の措置）、第二十条（資源の循環的な利用等の促進）及び第二十一条（廃棄物処理対策の促進）の規定に基づき、廃棄物の適正処理等のために必要な事項を定めることにより、美しく豊かで快適な生活環境を保全し、美しいひだみのづくりを促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- 二 廃棄物の減量 廃棄物の発生の抑制又は再利用により、処理すべき廃棄物の量を減らすことをいう。
- 三 資源の有効利用 環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用等を促進することをいう。
- 四 廃棄物の不適正処理 法令及び条例に違反する廃棄物の処理その他の環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある廃棄物の処理をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）の例による。

第二章 地域の清潔保持

（県民等の義務）

第三条 県民は、自主的に清掃活動を行う等により、地域の清潔保持に努めなければならない。

2 何人も、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみをみだりに捨てるなどして散乱させ、地域の清潔保持を阻害してはならない。

（県の責務）

第四条 県は、ごみの散乱防止その他の地域の清潔保持に関する総合的な施策の実施に努めるものとする。

（市町村との連携等）

第五条 県は、市町村が行うその区域の実情に応じたごみの散乱防止その他の地域の清潔保持に関する施策の策定を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

第三章 廃棄物の減量及び資源の有効利用

（県民の義務）

第六条 県民は、その日常生活において、再利用可能な物の分別及び再利用、地域における集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動への参加並びに再生品、簡易な包装を用いた製品の選択等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 県民は、廃棄物の減量及び資源の有効利用に関して市町村及び県が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の義務）

第七条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、再利用可能な物の分別及び再利用、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）の利用並びに再生品、簡易な包装を用いた製品の選択等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 事業者は、廃棄物の減量及び資源の有効利用に関して市町村及び県が実施する施策に協力しなければならない。

第八条 事業者は、長期間使用可能な製品並びに再利用の容易な容器及び包装の開発、製品の修理体制の整備、容器及び包装の過剰な使用の抑制並びに不用となった製品、容器及び包装の回収等

により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(県の責務)

第九条 県は、県民及び事業者による廃棄物の減量及び資源の有効利用が促進されるよう、県民及び事業者に対する情報提供及び啓発、事業者に対する指導、廃棄物の減量及び資源の有効利用のための技術開発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十条 県は、市町村に対し、住民及び事業者による廃棄物の減量及び資源の有効利用が促進されるよう、住民及び事業者に対する情報提供及び啓発、事業者に対する指導、地域の実情に応じた適正な分別収集の実施その他の必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

第十一条 削除

第三章の二 特定保管物の適正な保管

(多量保管の届出)

第十一条の二 多量に保管することにより生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある物で規則で定めるもの（以下「特定保管物」という。）を屋外において保管しようとする者（以下「保管予定者」という。）は、特定保管物の保管の場所（以下「保管場所」という。）ごとに、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、保管場所の面積が規則で定める面積未満である場合又は法第十四条第一項若しくは第六項若しくは法第十四条の四第一項若しくは第六項の規定により許可を受けた者で規則で定めるものが業として行う廃棄物の処理に関連して特定保管物を廃棄物として保管する場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 保管場所に関する次に掲げる事項

イ 所在地並びに当該土地の所有者の氏名又は名称及び住所

ロ 面積

三 保管する特定保管物の種類及び利用目的

四 特定保管物の保管を開始する予定年月日

五 保管する特定保管物の量の上限

六 その他規則で定める事項

(変更等の届出)

第十一条の三 前条の規定による届出をした者（以下「保管者」という。）は、当該届出に係る事項（前条第二号イに掲げる事項を除く。）を変更しようとするときは、規則で定めるところによ

り、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

- 2 保管者は、前条の規定による届出に係る事項（保管場所に係る土地の所有者の氏名又は名称及び住所に限る。）に変更があったとき、又は当該届出に係る保管場所の使用を廃止したときは、規則で定めるところにより、三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（保管基準）

第十一条の四 保管者は、特定保管物の保管に当たっては、次に掲げる基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

- 一 保管場所の見やすい場所に保管場所である旨その他規則で定める事項を表示した標識を設けること。
- 二 保管場所から特定保管物が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は悪臭を発散しないようにすること。
- 三 保管場所には、蚊、はえその他の害虫等が発生しないようにすること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定保管物の適正な保管を確保するために必要なものとして規則で定める基準

（土地所有者等の義務）

第十一条の五 県内の土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、特定保管物を屋外において保管することを目的として当該土地の使用に係る契約を保管予定者と締結した場合その他当該土地において特定保管物が保管されることを知った場合には、規則で定めるところにより、三十日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、保管場所の面積が、第十一条の二ただし書の規則で定める面積未満である場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 保管場所に関する次に掲げる事項
 - イ 所在地並びに保管予定者又は特定保管物を保管している者の氏名又は名称及び住所
 - ロ 面積
 - ハ 使用に係る契約を締結した年月日又は特定保管物が保管されることを知った年月日
- 三 その他規則で定める事項

第四章 廃棄物の不適正処理対策

（県民及び事業者の義務）

第十二条 県民及び事業者は、生活環境を保全するため、廃棄物の不適正処理が行われないよう互

いに協力して監視に努めるとともに、廃棄物の不適正処理を発見したときは、速やかに関係市町村又は県に通報しなければならない。

(土地所有者等の義務)

第十三条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において廃棄物の不適正処理が行われないよう、適正な管理に努めなければならない。

2 土地所有者等は、当該土地において廃棄物の不適正処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を関係市町村又は県に通報しなければならない。

3 前項に規定する場合において、土地所有者等は、原状回復のため、その権限により容易に対処することができるものと認められる措置を講ずるよう努めるとともに、県が講ずる次条第四項に規定する措置及び市町村が講ずる第十五条第二項に規定する措置に協力しなければならない。

4 知事は、県内の土地において廃棄物の不適正処理が行われたことを知った場合において、当該廃棄物の不適正処理に関し土地所有者等の責に帰すべき事由があると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その権限により容易に対処することができるものと認められる措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(県の責務)

第十四条 県は、県民、事業者及び市町村との密接な連携により、廃棄物の不適正処理に関し総合的な対策を講ずるものとする。

2 県は、廃棄物の不適正処理への的確な対応を図るため、県事務所、警察署等の県関係機関、消防署等の市町村関係機関等が一体となって適切な対策を講ずることができるよう、必要な組織を設けるものとする。

3 県は、廃棄物の不適正処理の監視及び早期発見のため、県民の協力を得るよう努めるものとする。

4 県は、廃棄物の不適正処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を関係市町村に通報するとともに、当該廃棄物の不適正処理の状況を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする。

5 県は、前項の規定により調査した結果及び講じた措置の内容を、関係市町村及び第十二条又は前条第二項の規定により通報をした者に通知するものとする。

第十五条 県は、市町村に対し、住民、事業者及び県との密接な連携により、地域の実情に応じた廃棄物の不適正処理に関し必要な対策を講ずるよう求めるものとする。

2 県は、市町村に対し、廃棄物の不適正処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を

県に通報するとともに、当該廃棄物の不適正処理の状況を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

第五章 廃棄物の適正処理

第一節 産業廃棄物排出事業者等の義務

(県内産業廃棄物の県内処理)

第十六条 県内に事業場を有する事業者は、当該事業場において生ずる産業廃棄物（以下「県内産業廃棄物」という。）を自ら処理し、又は県内に設置された産業廃棄物を処理する施設において処理するよう努めなければならない。

2 県は、前項の規定による処理が円滑に行われるよう、産業廃棄物を処理する施設の整備の促進等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(産業廃棄物処理計画書の作成等)

第十七条 産業廃棄物を生ずる事業場を県内に有する事業者（以下「産業廃棄物排出事業者」という。）は、規則で定めるところにより、県内産業廃棄物の減量及び処理に関する計画書（以下「産業廃棄物処理計画書」という。）を作成するとともに、規則で定める職務を行わせるため、産業廃棄物管理責任者を選任しなければならない。ただし、産業廃棄物処理計画書の作成及び産業廃棄物管理責任者の選任をする必要がないと認められる産業廃棄物排出事業者として規則で定める者については、この限りでない。

2 前項の規定により産業廃棄物処理計画書を作成しなければならない産業廃棄物排出事業者で、中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。）その他の団体で規則で定めるものに所属するものは、当該団体が作成する産業廃棄物処理計画書をもって、自らの産業廃棄物処理計画書に代えることができる。

3 第一項の規定により産業廃棄物処理計画書を作成し、産業廃棄物管理責任者を選任した産業廃棄物排出事業者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者の選任届出書を知事に提出しなければならない。当該産業廃棄物処理計画書を変更し、又は産業廃棄物管理責任者を新たに選任したときも、同様とする。

4 知事は、前項の規定により産業廃棄物処理計画書を提出した産業廃棄物排出事業者に対し、当該産業廃棄物処理計画書の内容について必要な指導又は助言を行うことができる。

(処理を委託する場合における確認等)

第十八条 産業廃棄物排出事業者は、県内産業廃棄物の処理を産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃

棄物処分業者（以下これらを「処理業者」という。）に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該委託しようとする処理業者が当該委託に係る県内産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認しなければならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の九第二号、第六条の十一第二号、第六条の十三第二号及び第六条の十四第二号に規定する基準に適合すると認められた者に委託しようとするときは、この限りでない。

- 2 県内産業廃棄物の処理を処理業者に委託した産業廃棄物排出事業者は、当該委託に係る県内産業廃棄物が適正に処理されるよう、処理状況の定期的な確認その他の方法により監視しなければならない。
- 3 産業廃棄物排出事業者は、処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理されていることを知ったときは、その権限により容易に対処することができるものと認められる措置を講ずるよう努めるとともに、当該不適正処理の状況及び講じた措置の内容を知事に報告しなければならない。

（処理業者が改善命令等を受けた場合の措置）

第十九条 知事は、処理業者が県内産業廃棄物の処理に関して法第十九条の三の規定による改善命令又は法第十九条の五第一項の規定による措置命令を受けた場合において、当該県内産業廃棄物の処理を委託した産業廃棄物排出事業者が前条第一項の規定による確認、同条第二項の規定による監視又は同条第三項の規定により講ずべき措置を怠っていると認めるときは、当該産業廃棄物排出事業者に対し、その権限により容易に対処することができるものと認められる措置を講ずべきことを勧告することができる。ただし、当該産業廃棄物排出事業者が法第十九条の六第一項の規定による措置命令を受ける場合に該当するときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた産業廃棄物排出事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その事業者名、勧告内容等を公表することができる。

（県外産業廃棄物の県内搬入の届出）

第二十条 県外に事業場を有する事業者で、当該事業場において生ずる産業廃棄物（以下「県外産業廃棄物」という。）を処理するため、自ら又は処理業者に委託して県内に搬入しようとするものは、当該県外産業廃棄物の種類、数量その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る県外産業廃棄物によって県内において産業廃棄物の不適正処理が行われるおそれがあると認めるときは、当該搬入の変更又は中止を勧告することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の規定による勧告を受けた事業者について準用する。

第二節 小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出

(小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出)

第二十一条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処分を業として行っている者又は行おうとする者は、法第十四条第六項の許可の有無にかかわらず、法第十五条第一項の産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物を処理する施設（以下「小規模産業廃棄物処理施設」という。）を新たに設置し、又は既存の施設を小規模産業廃棄物処理施設として使用しようとするときは、当該小規模産業廃棄物処理施設の種類、処理能力その他の規則で定める事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、法第十四条第六項ただし書に規定する者その他規則で定める者については、この限りでない。

2 特別管理産業廃棄物の処分を業として行っている者又は行おうとする者は、法第十四条の四第六項の許可の有無にかかわらず、小規模産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は既存の施設を小規模産業廃棄物処理施設として使用しようとするときは、当該小規模産業廃棄物処理施設の種類、処理能力その他の規則で定める事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、法第十四条の四第六項ただし書に規定する者その他規則で定める者については、この限りでない。

3 前二項の規定により届出をした者は、当該届出に係る事項の変更をしようとするときは、当該変更の内容をあらかじめ知事に届け出なければならない。

4 知事は、前三項の規定による届出をしなければならない小規模産業廃棄物処理施設が知事が別に定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該小規模産業廃棄物処理施設の内容の変更又は設置若しくは使用の中止を勧告することができる。

(記録及び閲覧)

第二十二条 前条第一項又は第二項の規定による届出（焼却施設に係るものに限る。）をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関し規則で定める事項を記録し、これを当該小規模産業廃棄物処理施設（当該小規模産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該小規模産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

第二十三条及び第二十四条 削除

第三節 建設工事等に係る産業廃棄物の適正処理

(建設工事等の発注者の義務)

第二十五条 土地の工作物の建設工事又は解体工事（以下「建設工事等」という。）の発注者は、当該建設工事等の施工に伴い生ずる産業廃棄物の処理費用を適正に負担するよう努めなければならない。

2 建設工事等の発注者は、当該建設工事等の受注者に対し法第十二条の三第一項に規定する産業廃棄物管理票の提示を求める等により、当該建設工事等の施工に伴い生ずる産業廃棄物の適正処理の確認に努めなければならない。

第二十六条 削除

（大規模建設工事等施工者の産業廃棄物アセスメントの実施義務）

第二十七条 一の建設工事等で、当該建設工事等の施工に伴い産業廃棄物が多量に生ずると見込まれるものとして規則で定めるもの（以下「大規模建設工事等」という。）の施工者（以下「大規模建設工事等施工者」という。）は、規則で定めるところにより、当該大規模建設工事等に係る産業廃棄物の発生量、排出量、最終処分量等に関する事前の予測並びに当該予測に基づく産業廃棄物の減量及び処理の方法の検討（以下「産業廃棄物アセスメント」という。）を実施しなければならない。

2 大規模建設工事等施工者は、規則で定めるところにより、前項の規定により実施した産業廃棄物アセスメントの結果を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出をした大規模建設工事等施工者に対し、当該届出に係る産業廃棄物アセスメントの内容について必要な指導又は助言を行うことができる。

4 大規模建設工事等施工者は、大規模建設工事等が完了した日から九十日以内に、規則で定めるところにより、当該大規模建設工事等の施工に伴って生じた産業廃棄物の発生量、排出量、最終処分量等を知事に届け出なければならない。

第四節 小規模廃棄物焼却施設の設置の届出

第二十八条 廃棄物を焼却する施設（法第八条第一項のごみ処理施設、法第十五条第一項の産業廃棄物処理施設、第二十一条に規定する届出に係る小規模産業廃棄物処理施設その他規則で定める施設を除く。以下「小規模廃棄物焼却施設」という。）の設置者は、当該小規模廃棄物焼却施設の処理能力その他の規則で定める事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出をしなければならない小規模廃棄物焼却施設が知事が別に定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該小規模廃棄物焼却施設の内容の変更又は設置若しくは使用の中止を勧告することができる。

（準用）

第二十八条の二 第二十二条の規定は、前条第一項の規定による届出をした者について準用する。

この場合において、第二十二条中「前条第一項又は第二項の規定による届出（焼却施設に係るものに限る。）」とあるのは「前条第一項の規定による届出」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

（報告及び検査）

第二十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、保管予定者又は特定保管物を保管している者、土地所有者等、産業廃棄物排出事業者、処理業者、小規模産業廃棄物処理施設の設置者（第二十一条第一項、第二項又は第三項の規定による届出をしなければならない者をいう。）、建設工事等の発注者、大規模建設工事等施工者及び小規模廃棄物焼却施設の設置者に対し、特定保管物の保管、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は小規模産業廃棄物処理施設若しくは小規模廃棄物焼却施設の構造若しくは維持管理その他必要な事項について報告を求め、又はその職員にこれらの者の土地、事業場その他の場所に立ち入り、検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第三十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条の二、第二十一条第一項、第二項若しくは第三項又は第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十二条（第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者
- 三 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（両罰規定）

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

（過料）

第三十三条 第十一条の三第一項又は第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を

した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五章及び第六章（第三十条の規定を除く。）の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成十一年十一月規則第百二十五号で、同十一年十二月十五日から施行）

附 則（平成十二年三月二十四日条例第二号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十日条例第十五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十四年五月三十日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（以下「旧条例」という。）第二十六条第一項の規定により知事への届出が必要な解体工事の施工者に対する旧条例第二十六条第二項及び第三十一条の適用については、なお従前の例による。

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 3 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十五年七月十日条例第三十九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、第十九条第一項及び第二十一条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に特定保管物を屋外において保管している者については、その者を第十一条の二に規定する保管予定者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「あらかじめ」とあるのは、「平成十六年三月三十一日までに」とする。
- 3 この条例の施行の際現にその所有し、占有し、又は管理する土地において特定保管物が保管されていること又は保管されることを知っている土地所有者等については、第十一条の五の規定を適用する。この場合において、同条中「三十日以内」とあるのは、「平成十六年三月三十一日までに」とする。

附 則（平成十九年三月二十日条例第十四号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号。以下この項において「旧廃棄物条例」という。）第十一条第一項の認定を受けている岐阜県廃棄物リサイクル認定製品は、第五条第一項の規定により認定を受けているものとみなす。この場合において、当該認定の有効期間は、旧廃棄物条例第十一条第一項の認定の有効期間の残存期間とする。

附 則（平成二十一年三月三十日条例第二十条抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十日条例第十三号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月二十二日条例第七十五号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。